

【久留米市】 先端設備等導入計画（中小企業の設備投資支援）について

1. 「先端設備等導入計画」の概要

中小企業者が、導入促進基本計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、その内容が所在する市区町村の「導入促進基本計画」に合致する場合に認定を受けます。計画の認定を受けた場合は、税制支援などの措置を受けることができます。

2. 「先端設備等導入計画」の認定が受けられる者

中小企業等経営強化法第2条第1項に掲げる中小企業者のうち、以下の全ての要件を満たすもの。

- (1) 久留米市内で生産性を高める設備投資を行う予定であること。
- (2) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 市長が計画の認定をすることが不相当と認める者でないこと。

| 業種分類 | | 中小企業等経営強化法 第2条第1項の定義 | |
|----------------|------------------------|-------------------------|-----------------|
| | | 資本金の額又は 出資の総額 | 常時使用する 従業員の数 |
| 製造業その他 | | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | | 1億円以下 | 100人以下 |
| 小売業 | | 5千万円以下 | 50人以下 |
| サービス業 | | 5千万円以下 | 100人以下 |
| 業種 政令 指定 | ゴム製品製造業* | 3億円以下 | 900人以下 |
| | ソフトウェア業又は 情報処理サービス業 | 3億円以下 | 300人以下 |
| | 旅館業 | 5千万円以下 | 200人以下 |

*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

3. 「先端設備等導入計画」の内容

| 主な項目 | 内容 |
|----------------|---|
| 計画期間 | 計画認定から <u>3年間、4年間又は5年間</u> |
| 労働生産性 (算定式) | <p>計画期間において、直近の事業年度末比で<u>労働生産性が年平均3%以上向上すること。</u></p> <p>算定式 $\frac{\text{（営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}^* \text{）}}{\text{労働投入量（労働者数又は労働者数} \times \text{1人当たり年間就業時間）}}$</p> <p style="text-align: right;">*会計上の減価償却費</p> |
| 先端設備等の種類 | 労働生産性の向上に必要な <u>生産、販売活動等の用に直接供される</u> 下記設備。 機械装置、測定工具及び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア、事業用家屋、構築物 |

4. 「先端設備等導入計画」の認定を受けた場合の効果

(1) 固定資産税の特例措置について

当該計画の認定を受けた中小企業等のうち、以下の要件を満たした場合、本市では、固定資産税の課税標準を3年間ゼロに軽減します。【2. 「先端設備等導入計画」の認定が受けられる者】とは、規模要件が異なりますのでご注意ください。

| | | | | |
|----------|--|------------|---------|--------|
| 対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・資本金もしくは出資金の額が <u>1億円以下</u>の法人（<u>一定の大企業の子会社を除く</u>） ・資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員数が <u>1,000人以下</u>の法人 ・常時使用する従業員数が <u>1,000人以下</u>の個人 | | | |
| 先端設備等の要件 | <p>要件①:一定期間内に販売されたモデル (最新モデルである必要はありません。<u>中古資産は対象外</u>)</p> <p>要件②:生産性の向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が <u>旧モデルと比較して年平均1%以上向上</u>している設備</p> | | | |
| 対象設備 | 設備の種類 | 用途又は細目 | 最低価額 | 販売開始時期 |
| | 機械装置 | 全ての指定設備 | 160万円以上 | 10年以内 |
| | 工具 | 測定工具及び検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 |
| | 器具備品 | 全ての指定設備 | 30万円以上 | 6年以内 |
| | 建物附属設備 ^{※1} | 全ての指定設備 | 60万円以上 | 14年以内 |
| | 構築物 | 全ての指定設備 | 120万円以上 | 14年以内 |
| | ※1 償却資産として課税されるものに限る | | | |
| | なお、事業用家屋については、取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。 | | | |

(2) 金融支援…民間金融機関の融資に対する信用保証に関する支援を受けることができます。

(3) 予算支援…国の一部の補助事業における優先採択が行われます。

問合せ先：久留米市商工観光労働部商工政策課（Tel：0942-30-9133）

〒830-8520 久留米市城南町15番地3

メール：syoko@city.kurume.fukuoka.jp